

桐生市議会情報番組「K J」第12回放送

平成26年9月1日（月）放送

〈桐生市議会PRコーナー〉

相沢前議長 それでは、第1部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送りいたします。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

周東副議長 最終回の今回は、第9章議会事務局の体制と、最終章となっています。第10章雑則を紹介いたします。それでは、まず、私から第9章 議会事務局の体制ですが、この章は、第29条だけですので、条文を朗読します。

第29条（議会事務局体制の強化）議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び組織体制の強化を図ります。

第2項 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。
以上です。

相沢前議長 はい、それでは、この第29条の解説を紹介します。
本条では、議会事務局体制の強化について述べています。

第1項

地方分権時代の中、地方議会は市政の課題解決のため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する議会事務局の役割も増大していることから、その調査機能及び組織体制の強化を図ることを定めています。

第2項

議会の役割として「政策立案及び政策提言」を定めていますが、実際に政策立案等を行うのは、議会を構成する議員であることから、議員の政策立案等を補助する、議会事務局の機能の充実を図ることを定めています。

周東副議長 はい、地方分権の進展に伴い、議会を支える議会事務局は益々、その重要性が増して行きます。その観点に立って、議会側からも事務局の充実強化を図る必要があるということです。それには、人材育成をどの様に行うかがポイントです。タイミング良く今年5月に策定した、桐生市人材育成 基本方針が策定されましたので、それを基本に、進めて頂きたいと思います。

相沢前議長 はい、桐生市役所の中で、きら星のごとく、素晴らしい人材に皆さんが成長するような育成を、事務局に期待しています。それでは、次の第10章雑則の最後の章に移ります。周東副議長に、条文の紹介と解説をお願いします。

周東副議長 はい、それでは第10章雑則ですが、これも、第30条だけの章です。それでは朗読します。

第30条（見直し手続）議会は、議会基本条例の理念、目的に沿い、達成状況を定期的に検証し、必要に応じて条例の改正も含め、適切な措置を講じます。

以上です。

続いて、解説を紹介します。

解説 本条では、この条例が形骸化しないように、定期的な検証及び随時の見直しを行うことについて述べています。議会は、条例の理念に基づき、目的が達成されているかどうか、より実効性を持たせるために定期的に自主的な検証を行い、市民の意見や社会情勢の変化等を考慮しながら、必要があれば、適切な措置を講じることを定めています。

相沢前議長 この見直し手続は、将来にわたって、議会基本条例を策定した精神や心意気が継承されることが根底にあります。時代は常に変化して、進んで行きます。そのなかで、実効性という角度は重要です。効果や結果を市民に示すことが大事です。その意味から議会としても、この第30条は、たいへん重要な条文と位置付け、改革に取り組んでまいります。

周東副議長 それでは、以上で予定しました議会基本条例の全ての説明が終了いたしました。リスナーの皆様、ありがとうございました。以上で第1部桐生市議会のPRのコーナーを終了します。

〈一般質問総集編第1班：荒木恵司〉

周東副議長 それでは荒木議員、今回選んだところを、リスナーの皆さんに紹介して下さい。

荒木議員 はい。私は、平成26年7月7日第10回の放送で、地域福祉計画について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

地域福祉計画の作成にあたっては、少子高齢化や核家族化の進行、産業構造の変化やライフスタイルの多様化により、いじめやストレスによる自殺など、新たな問題が多く発生しております。このような状況の中、従来の行政からの一方的なサービスの提供や措置の福祉施策のあり方も、必然的に大きく変えていかなければならない状況にあると考えていました。そこで、新たに策定される桐生市地域福祉計画を、公的な福祉制度で対応しきれない様々な地域の生活課題について、そこに住む住民や行政が、協働しながら作成すべきと考えました。そんな中で、各地区別の懇談会が開催され、集約結果の中から、高齢者の足の確保について焦点を絞り、ボランティア輸送特区の申請を提案しました。これは、ある行政区に市からワゴン車などを提供して、ボランティアや区で運転手の確保や手配、予約、受付などの運営を任せ、送迎または区内の移動を、ボランティア輸送として行うものであります。ただこれは、道路運送法の規定による縛りがあるため、特区としての申請が必要とされてきます。その申請が、ボランティア輸送特区であります。これを地域福祉計画に取り入れることにより、網の目のように道路輸送が整備され、公共交通、民間、そして区域限定のボランティア輸送サービスも加わり、地域密着型の交通体系の実現が図れると考えます。さらに、交通手段に制約のあった高齢者が、集会やまちに出る事により、社会参加や消費行動が促進され、新たな生きがいや、やりがいの発見、ひきこもり抑制にも繋がると考え、提案しました。

今後も実現のため、取り組んでまいりたいと考えています。

〈一般質問総集編第1班：伏木康雄〉

周東副議長 はい、ありがとうございます。次は、伏木議員お願いします。

伏木議員 はい。私は、平成26年7月7日第10回の放送で、末期がんの在宅緩和ケアについて、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

末期がんを患った時に、自らの終の棲家として、自宅を選択できるように、しようというものです。

末期がん患者の皆様への、いわゆる終末医療は、痛みを和らげるものや心を安らかにするもの、さらには生活介護など、多岐にわたります。それを在宅で行おうとする場合には、地域の拠点病院、医師会、看護ステーション、介護事業者、行政などが一丸となって対応する必要があります。

逆にいえば、一丸となって対応できる制度が地域にあるかどうかで、自宅を終の棲家にできるかどうかが決まります。他の自治体に住んでいれば自宅を選択できるのに、桐生ではできないということでは、寂しいですね。だからこそ、一刻も早く、末期がんの在宅緩和ケアを桐生市で行なえるよう、努めていきたいと考えています。

〈一般質問総集編第1班：新井達夫〉

周東副議長 はい、ありがとうございます。次は、新井議員お願いします。

新井議員 はい。私は、平成26年8月4日第11回の放送で、保護鳥獣対策について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

黒保根町で、昨年、農作業をしていた女性が、ニホンカモシカに襲われケガをして、緊急搬送されたという事故が発生しました。ニホンカモシカは、以前から近くで目撃されており、人がそばに寄っても逃げないと聞いており、また襲われるのではないかと危惧いたしております。ニホンカモシカは天然記念物であるため駆除の対象にはなりません、人間に危害を与えたのであるならば、駆除の対象になるのかどうか質問したところ、産業経済部長からは、特別天然記念物であっても、人に危害を加えた状況等を証明できれば捕獲の対象になるということでした。

ただし、これは今後の対応であり、襲われそうになった場合、どのように対処すればよいかわかりませんので、対処方法を質問したところ、産業経済部長からは、襲われそうになった場合の対応については、自己防衛の範囲という事であれば、先程申し上げた、必要な捕獲に該

当するので、直ちに危険を回避する行動や、身を守る行動をとっていただきたいということでした。

私は、人間の命を優先すべきであると考えます。そのニホンカモシカは、現在も目撃されており、二度と襲われることがないように、善処してもらいたいと考えておりますので、これからも、この問題については、注意を払っていきます。

〈一般質問総集編第1班：幾井俊雄〉

周東副議長 はい、ありがとうございました。次は、幾井議員お願いします。

幾井議員 はい。私は、平成26年8月4日第11回の放送で、市有林の活用について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

平成13年ごろ、桐生市は保有している市有林を、何十年も伐採していませんでした。市有林は市の財産でありますので、手をかけて間伐したり、伐採することも必要と考えます。それが何十年もされていなかったのです。林業をめぐる環境は、従来からの木材価格の低迷、林業従事者の減少や高齢化、建築様式の変化や経済不況から極めて厳しい状況が続いていますが、建築用材として、梅田中学校の体育館建設に使用されるなど、木の香りや節の持つ温かみなどが、大変すばらしいと評価されております。今後も、このような建築用材として活用できるように、市有林の手入れ等を行なってもらいたいと考えております。

〈一般質問総集編第1班：佐藤光好〉

周東副議長 はい、ありがとうございました。次は、佐藤光好議員お願いします。

佐藤光好議員 はい。私は、平成26年8月4日第11回の放送で、清掃センター跡地周辺整備について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

清掃センター跡地の埋立地整備計画では、Aブロック、Bブロック、Cブロックの3つの埋立地で構成されており、既にCブロックの埋立地は、西工業団地の駐車場として利用されています。しかし、AとBの埋立地は、一体的に捉えられていることから、埋立て完了という観点にないとの回答は既に聞いていますが、地域住民は、蕪町広場に隣接する埋立地は、埋立て完了と捉えています。また、清掃センターからも、埋立て完了済みであると言われていましたが、県では、完了許可は出ていないということで、整備できずにいるのが現状であります。

蕪町広場の利用方法としては、ヘリコプターの臨時離着陸場に指定されていますが、災害対策上から見ても、重要な地点になると思います。最近の気象状況からして、ゲリラ豪雨や突風といった、思いもよらぬ災害が起こっていることを考えると、Aブロックの埋立地を整備して、蕪町広場と一体化できれば、ヘリコプターの離着陸も、安全な対応が図れます。また、多目的広場としての利用度も増すことになり、スポーツレクリエーションの場として、新たな役割を果たす場所になると思います。蕪町広場を含めた、清掃センター跡地の利用が早く実現できるよう、引き続き、取り組んでまいります。

周東副議長 以上で、一般質問総集編、第1グループを終了いたします。皆さん、ありがとうございました。

〈一般質問総集編第2班：西牧秀乗〉

周東副議長 それでは西牧議員、今回選んだところを、リスナーの皆さんに紹介して下さい。

西牧議員 私は、平成26年5月5日第8回の放送で、農地改良における残土条例対応の土地について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

黒保根町の宿廻地内において、農地改良と申告し、3か所の農地に、建設残土や産業廃棄物と思われる物を業者が埋立てたと、住民から訴えがありました。そこで、農地改良届け等の一連の経緯について質問したところ、産業経済部長からは、それぞれ3か所から、農地改良届けが出された。この場所の1つは、届出書が提出された後に面積拡大の相談があり、500平方メートルを超える面積であることから、残土条例の適用範囲となるため、平成23年7月26日からパトロールを開始した。10月26日には、産業廃棄物の混入があるのではないかと、議員の指摘を受け、現地調査を実施した。さらに、11月9日には、業者、県、土地の所有者、議員、区長、自治会長等の立会いのもと、再調査を行なうとともに、土砂の採取を行い、土壌溶出試験を実施した。ということでした。

最終的には、黒保根町宿廻地内の、3か所の農地改良について、1か所は残土条例に係わり、やり直しをしなければならない状況であります。

私の質問によって、桐生市農業委員会農地改良の取り扱いに関する要綱が作られたので、その後は、農地改良では、農地に必要な土しか埋立てできなくなり、悪質な業者などによる建設残土は、埋められなくなりましたが、1か所については、やり直しとなっていることから、引き続き、この問題に取り組んでまいります。

〈一般質問総集編第2班：佐藤幸雄〉

周東副議長 ありがとうございます。次は、佐藤幸雄議員お願いします。

佐藤幸雄議員 はい。私は、平成26年5月5日第8回の放送で、人・農地プランについて、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

桐生市の農業の現状は、基幹産業の位置づけにあると考える中、まだまだ、農業振興に対する施策は、充分ではないというところです。国は、平成24年度から、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを問題と捉え、その解消策として、市町村において、人・農地プランを作成しているところでもあります。そこで私は、給付金や協力金などの充実と共に、桐生市の農業経営が安定して営めるよう、桐生市独自の支援策が必要であると考えています。

耕作放棄地及び遊休農地等の対策についての質問では、24年度においては、農業経営基盤強化促進法による、利用権設定及び所有権移転により、15名の担い手に、面積としては約7.5ヘクタールの農地が、集積されている。今後の取り組みについては、農業委員会と連携して、農業経営基盤強化促進法による、利用権設定を広く周知し、担い手への、農地の一層の集積を図っていききたい。また現在、県単補助事業の農地利用集積促進事業補助金を活用し、新規に、6年以上の利用権を設定した認定農業者に奨励金を交付しているが、本事業についても、一層の周知を図っていききたい。ということでした。

私は、まだまだ農業振興に対する、一層の充実した農業施策が必要であると考えており、後継者不足や農地集積の問題は、重要課題と捉えているので、これからも、この問題に取り組んでまいりたいと思っています。

〈一般質問総集編第2班：北川久人〉

周東副議長 はい、ありがとうございます。次は、北川議員お願いします。

北川議員 はい。私は、平成26年6月2日第9回の放送で、重伝建について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

重伝建地区に関しては、ただ保存していくだけではなく、桐生の歴史の象徴、伝統文化として、将来的には、この重伝建地区を先頭に、その他、市内各所に点在するのこぎり屋根工場なども利用しながら、全市的に、桐生の近代化遺産を活用したまちづくりを展開したいと考えています。そこで、市民にもわかり易いビジョンがあってこそ、市民意識の醸成が図れてくるのではないかなど考え、今後、重伝建地区を中心に、観光地化させていくことについて、どのように市民意識の醸成を図っていくのか質問しました。総合政策部長からは、市民の意識、特に、重伝建地区の市民の意識ということでは、重伝建地区を観光資源と捉えるためには、地元住民が観光客の受け入れに、積極的に取り組むということが前提であり、必要条件になることだと思っている。そのためには、観光に対する住民の認識が統一されている必要がある。従って、今後は速やかに、住民の観光客受け入れに関する意識の統一を図るということで、関係町会等を通じて、住民座談会などを幅広く開催するなど、まずは地元住民の合意形成、意識の共有化ということを手始めにして、全体のビジョンをつくり上げていききたいと考えている。という答弁がありました。

私は、あくまでも重伝建の選定がゴールではなく、スタートであると考えていますので、今後、解決すべき様々な問題点を解決しながら、産業遺産群のストーリーの一つとして、富岡製糸場の世界遺産選定との連携を図りながら、桐生のまちづくりの核となるよう、今後も引き続き、重点的に進めていききたいと考えています。

〈一般質問総集編第2班：井田泰彦〉

周東副議長 はい、ありがとうございます。次は、井田議員お願いします。

井田議員 はい。私は、平成26年6月2日第9回の放送で、自然と共生した観光について、お話し

させていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

私は、エコツーリズムをキッカケに、トレイルランニングの大会を開催してはどうかと考えています。

今、健康志向と、何よりも気持ちいいということで、舗装されていない山道などを走る、トレイルランニングの人气が上がっています。県内でも大会が開催されていますが、そのトレイルランニングの国内第一人者として、桐生市新里町出身の鏑木毅さんがいます。その鏑木さんのお勧め練習コースが、吾妻山から鳴神山のコースであり、トレイルランニング界では、有名な場所になっています。

そのコースを利用して大会を開催し、観光に繋がればと考えています。日本を代表するトレイルランナーの鏑木さんのご協力をいただき、大会とは言わなくても、小さなことでもいいので、イベントを始めていただければと思います。また、駅から降りてすぐに伝統と文化のある街並みや、山歩きができる環境は、滅多にないと思います。使えるツールはたくさんあると思いますので、関係部署や関係団体と、しっかり連携していただいて、桐生らしいエコツーリズムを生み出していただければと思います。

周東副議長 以上で、一般質問総集編、第2グループを終了いたします。皆さん、ありがとうございました。

〈一般質問総集編第3班：小滝芳江〉

相沢前議長 それでは小滝議員、今回選んだところを、リスナーの皆さんに紹介して下さい。

小滝議員 はい。私は、平成26年1月6日第4回の放送で、小型家電リサイクル法の施行について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

私は、これまで幾度となく、ごみ問題に関する一般質問をしてきました。資源の少ない日本では、再利用することが求められています。そこで、小型家電のリサイクルについて考えていました。都市鉱山と言われる電子機器。資源の少ない日本では、再利用することが求められており、小型家電リサイクル法は、そのための法律です。少しでも早く収集をしたいと思っていましたので、収集の取り組みについて、どのように考えているのか質問したところ、市民生活部長からは、現在清掃センターでは、直接搬入された家電製品の一部については、平成18年より分別をして、業者に売り払っているところである。また、小型家電リサイクル法に基づく収集方法については、回収方法、対象品目、認定業者、また個人情報の漏えい対策などの調査研究をして、実施に向けて検討していきたい。ということでした。しかし、デジカメや携帯電話の中のレアメタルなどが、再利用の対象となるわけです。まだ、決まっていない部分があるというのはわかりますが、ごみとして、無料回収業者などに出されてしまう前に、有効活用のために何かをする、というのが必要ではないかなと思い、普通のごみのように、ごみ収集場に出すのではなくて、公民館や桐生市役所本庁舎、そういうところで収集をしてはどうか、という提案をいたしました。その結果、平成26年1月6日放送当日に、小型家電リサイクルの回収がスタートしました。詳細は、平成26年1月号の、広報きりゅう9ページに掲載されていますので、参考にしていただければと思います。

〈一般質問総集編第3班：周藤雅彦〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、周藤雅彦議員お願いします。

周藤雅彦議員 はい。私は、平成26年2月3日第5回の放送で、パブリックコメント制度の導入について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

パブリックコメントは、市民参加の第一歩だと思うわけですが、あらかじめ、市民の声を聞くということで、市民のニーズを適確につかめ、結果的に、効率的な執行ができることも期待できます。桐生市でも、平成24年1月から実施されております。この制度の目指しているところは、要するに、行政は市民の声を聞きなさい、市民の意見をできるだけ尊重し、取り入れなさいという制度だと思います。もちろん、自治体には議会があり、議員は議員で市民の声の代弁をしているわけです。また、条例制定という、最終的な役割があるわけです。しかし、このパブリックコメントは、その前の段階の部分、行政の政策の計画段階、その部分で、市民の声を反映させようとする制度であります。そういうことをした上で、桐生市の最終方針を定め、政策を決定していくことになります。

パブリックコメント制度ができたことで、桐生市の政策等の実施の前段として、市民の皆様

から、すばらしい意見を寄せていただくことが可能になりました。パブリックコメントの手続きについては、桐生市のホームページ、意見提出手続きをご覧ください。たくさんの意見提出をお願いいたします。

〈一般質問総集編第3班：森山享大〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、森山議員お願いします。

森山議員 はい。私は、平成26年3月3日第6回の放送で、桐生市のオリジナルマスコットについて、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

私が質問を始めた、平成20年6月当時、桐生市には、マスコットキャラクターが存在していませんでした。桐生市のオリジナルマスコットができることにより、桐生の子供たちが桐生市に興味を持ち、桐生を好きになる。また、各メディアで取り上げられることにより、経済波及効果による産業の創出が期待できると考え、オリジナルマスコット誕生について、提案させて頂きました。

しかし、その後、実現の動きが見られなかったため、再度、桐生市オリジナルマスコットの作成について、他市の成功事例や経済効果などのデータを示しながら質問いたしました。質問内容は、その当時、ご当地キャラの横綱と言え、滋賀県彦根市の「ひこにゃん」でありました。その経済効果は、彦根城築城400年祭において、3日間の観光消費総額は174億円であり、そのうちの約10%は、ひこにゃんグッズであったというデータがあります。このように、ご当地キャラは、大きな経済効果をもたらすことになり、ひとつの産業として、創出できる可能性もあると考え、ご当地マスコットキャラクターがもたらす諸効果及び作成に対する考えについて、質問いたしました。その結果、市制施行90周年式典で、キノピーを市民にお披露目することになりました。ただ作成して、満足してもらっては困りますので、その後も、キノピーの価値を高めるための活用方法や、ツイッター・フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスに、上手にリンクさせることができれば、最小限の経費で、最大限の効果を生み出せますので、今後も積極的に、キノピーを活用して欲しいと要望していきます。

〈一般質問総集編第3班：園田恵三〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、園田議長お願いします。

園田議長 はい。私は、平成26年3月3日第6回の放送で、ふるさと大使事業について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

私は、桐生を離れ生活している多くの方々には、望郷の念を持ち続けているのではないかと考えています。そこで、ふるさとを離れ、活躍している方々を大使に任命し、桐生との繋がりを持ち続けていただいて、桐生市の施策に対する助言や意見をいただきたいと思っておりました。

桐生で生まれた方の多くが、18歳の春までは、自然豊かな桐生で育つわけでございます。その後、ある者は大学へ、そして、就職で桐生を離れ、遠くで過ごす方も大変多いわけです。桐生を離れて生活する人にとって、桐生の思い出は忘れがたく、そして、年月とともに、望郷の念が募るものでございます。そういう中で、甲子園の、あのスタンドの姿が、地方出身者の望郷の思い、まさに、そのものだと思います。私も、平成11年、夏の甲子園大会の決勝戦を、応援させていただきましたが、アルプススタンドで、桐生出身の私のいところに、ばったり会いました。話をすると、毎試合、群馬県人の人達が、50名近くも応援に来てくれたということでした。望郷の念、そして生まれた出身地との繋がりは、強いものだと思った次第であります。そこで、桐生出身者を大使に任命し、PR、あるいは市への提言や意見での一役を買ってもらおうと考え、提案し、ふるさと大使制度が創設されました。平成23年に行われた、市制施行90周年記念事業でもふるさと大使を招き、市長との対談の中で、さまざまな意見を寄せていただきました。

これからも、ふるさと大使の皆様のご活躍を期待します。

相沢前議長 以上で、一般質問総集編、第3グループを終了いたします。皆さん、ありがとうございました。

〈一般質問総集編第4班：山之内肇〉

相沢前議長 それでは山之内議員、今回選んだところを、リスナーの皆さんに紹介して下さい。

山之内議員 はい。私は、平成25年11月4日第2回の放送で、防犯灯のLED化とその維持管理方法について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

これまで、設置、移動、維持管理を担ってきた町会・自治会の切実な声をもとに、その負担軽減を目的とした、防犯灯のLED化事業を提案しました。そして昨年度、環境省の事業に採択され、10年間のリース契約により、取替え工事のほか、その後10年間の照明器具の維持管理が保障されることになりました。

私は、事業を進めるにあたり、地域経済の活性化に寄与できるよう設置工事は、その地域の電気工事業者が施行できる仕組みにして頂きたいなどの要望をさせていただいた他、器具選定、補償、そして管理主体の問題についても、指摘させていただきました。

この管理主体の問題ですが、私は今回の事業を契機に、管理主体を行政に一元化すべきと考えています。つまり、市民の安全を町会や自治会が担うのではなく、行政が一元管理することで、地域によって生まれてしまうかもしれない格差を、是正したいということです。

子供達の通学路などを見ても、川沿いなどでは防犯灯のない暗い通りがあります。今回の事業を大きな転換期として、これまでの方式ではなかなか取り組めなかった場所、設置できなかった場所にメスを入れていただく、そこにこそ、非常に大きな意味合いがあると考えています。この件について総務部長からは、管理主体を移行することについては、解決すべき問題もあることから、今後の検討課題とさせていただきたい。との答弁がありました。行政の一元管理により、少しでも地域の負担を少なくしていくことで、町会や自治会でないと対応できないことに経費等を使っていただくことができると思います。

ぜひ前向きに、検討いただきたいと思います。

〈一般質問総集編第4班：福島賢一〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、福島議員お願いします。

福島議員 はい。私は、平成25年11月4日第2回の放送で公共交通の集積化、交通網の充実について、お話しをさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

人口12万規模の地方都市、桐生市において、JR両毛線、東武鉄道、上電、現在は第三セクターのわ鐵となっておりますが、昔の足尾線と言った、四本の公共交通機関が介在している都市は、全国でも稀ではないかと思えます。これは先人達の、それぞれの思いを込めて産業を主体として、四つの路線が位置付けられてきたものと思えますが、この四路線の関連性が薄いため、利便性に欠けており、将来の人口減少社会、さらなる高齢化率の増加を考えた時、公共交通は、非常に重要となってまいります。誰もが利用しやすく、利便性の高い公共交通機関にすべきと私は、以前から考える中で、JR両毛線と東武鉄道が交差し、併せて、わ鐵が近接する相生町一、二丁目地域に、集合ターミナルを建設し、上電も東武鉄道の軌道を利用し、この集合ターミナルへ結節させることにより、他都市との連携軸の強化並びに桐生市域における、都市機能の向上が計られることから、同箇所、集合ターミナルを建設すべきと提案いたしました。

〈一般質問総集編第4班：人見武男〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、人見議員お願いします。

人見議員 はい。私は、平成25年12月2日第3回の放送で、桐生市地域防災計画について、お話しさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

防災対策・災害対応を考えるうえで、自助・共助・公助という考え方がございます。自助とは、すなわち家族を含む自らの命は自らが守り、また備えるということであり、また共助とは、近隣が互いに助け合い地域を守り、また備えることでもあります。そして公助とは、地方自治体をはじめ、警察や自衛隊などによる活動でございます。この考え方は、阪神淡路大震災以降に注目され、東日本大震災で、改めて再確認されました。さらに最近では、主に災害において、自助・共助・公助の役割分担の理解の重要性が言われております。災害は社会全体に影響するため、その影響を受ける個人、地域、行政のそれぞれの役割を明確にし、お互いを補完し合う必要があります。大規模な災害であればあるほど、国や地方自治体などが何とかしてくれると期待しがちですが、すぐに支援が受けられるとは限りません。そこで共助ということで、自主防災組織が重要になってくるわけであり、私は、自主防災組織が災害時には中心になっていくことを強く感じておりますので、自主防災組織の現状について、消防長に話を伺いましたところ、自主防災会で実施する講習や訓練への参加者は、中高年層が中心になっていると

いうことであります。私は、災害時において、女性の力というものが大変重要になってくると考えております。いろいろな場面での細かい心遣い、そして女性でなければわからない部分もあると思っております。そういう部分で、若い人達、女性を取り込むような形で、自主防災組織が各地域に設立できるような働きがけが必要になってくると考え、強く要望いたしました。

〈一般質問総集編第4班：岡部純朗〉

相沢前議長 はい、ありがとうございました。次は、岡部議員お願いします。

岡部議員 はい。私は、平成26年1月6日第4回の放送で、ごみ減量で経費削減と焼却炉の延命化について、お話をさせていただきましたが、再度、皆様に簡単に紹介いたします。

ごみ処理施設の延命化ということで、清掃センターは、平成8年に稼動しております。現在、17年間使われていますが、この焼却施設、毎日稼動していると思います。また、大量の震災ごみも受け入れておりましたし、他市のごみも受け入れています。使用が激しいための、炉の傷み等もかなり出てくると思います。そこで、今から何らかの形で、延命策をとっていただきたいと考え質問をいたしました。市民生活部長の答弁は、清掃センターの焼却施設は、平成8年の稼動後17年が経過している。一般的な焼却施設の耐用年数は、15年から20年間であるが、桐生市では30年間を目標としており今後、長期延命のためには、基幹的な改修工事が必要とされる。この改修工事には、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用していきたいと考えているので、平成25年度には、ごみ処理施設長寿命化計画を策定する予定である。また、さらなるごみ減量にも努め、施設の延命にも併せて、取り組んでまいりたいというふうに考えている。ということでした。

清掃センターの長寿命化策ということで、市有施設というのは、やはり時間が経てば傷んでくる。特に、この施設ですけれども、下水処理の最終終末処理場と同じで、地元の人が、大ごとして同意してくれて、現在に至っています。新しいとは言え、17年経っている現況ですから、延命策をとっていただいて、長期間の使用に耐えるようにしていただけたら幸いと考え、配慮していただきたいと、要望させていただきました。

相沢前議長 以上で、第2部一般質問総集編を終了します。各議員の皆様 ありがとうございます。た。